

平成 19年 6月 27日

各 位

株式会社 福岡銀行

不祥事件の発生について

この度、福岡銀行におきまして、下記の不祥事件が発生いたしました。

当行は、コンプライアンスを経営の最重要課題のひとつと位置づけ、不祥事件再発防止に向けて様々な取り組みを行ってまいりましたが、かかる不祥事件が発生させたことを厳粛に受け止め、深く反省いたしております。

また、日頃からご支援とご愛顧を賜っておりますお客様、地域の方々ならびに関係の皆様方にご迷惑をおかけしましたことを心からお詫び申し上げます。

記

1. 事件の概要

当行天神町支店職員(25才・女性・パートタイマー)が、平成 19年 6月、お客様からお預りしている預金 60万円を不正に引き出し、着服していたことが判明しました。

本件につきましては、着服日当日にお客様から取引内容に関する照会があり、行内調査を行ったところ判明したものです。

被害に遭われたお客様には、速やかに事実関係をお伝えするとともに、深くお詫び申し上げ、正常なお取引に戻しております。なお、着服金につきましては、本人から全額弁済を受けております。

また、本件につきましては、既に警察への通報を行っております。

2. 今後の対応

事務取扱いの厳正化等内部管理態勢の充実・強化を図るとともに、信頼回復に向けて、役職員一同、全行あげて全力で取り組んでまいります。

以 上